

# 交替運転者配置基準に係るデジタル式運行記録計の取扱いについて

デジタル式運行記録計の装着が義務付けられている運行

交替運転者の配置基準  
(平成25年5月通達改正・平成26年1月施行)

	新高速乗合バス(貸切受託運行含む)	貸切バス
夜間運行	実車距離 <u>400km</u> を超えるワンマン運行	実車距離 <u>400km</u> を超えるワンマン運行
一日の運行	合計実車距離 <u>500km</u> を超えるワンマン運行	合計実車距離 <u>600km</u> を超えるワンマン運行

デジタル式運行記録計  
による運行管理

道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器

所定(左下枠内)の機能を有する機器

**当分の間**



過労運転等の防止  
(運転者)

指導



運行管理を実施  
(運行管理者・補助者)



運行データを電気信号として伝達

電子ファイル保存装置

当分の間は、時刻、速度及び2時刻間における走行距離に関する運行データを電気信号として車外の電子ファイル保存装置(運行データの保存、画面表示及び出力ができるパーソナル・コンピュータ等の装置)に伝達する機能を有する機器について、配置基準2.(5)に規定する「これと同等の性能を有すると認められる機器」に該当するものとして取り扱うこととする。

○旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号) 抄

(乗務記録)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり運転の交替がない場合に限る。）は、前三項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められる運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車ごとに整理して一年間）保存しなければならない。

○道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号) 抄

(運行記録計)

第四十八条の二 次の各号に掲げる自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。

一・二 (略)

2 前項各号に掲げる自動車に備える運行記録計は、二十四時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び二時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成14年国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号) 抄

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について (抄)

	高速乗合バスの交替運転者の配置基準	貸切バスの交替運転者の配置基準
(略)	(略)	(略)
(5) デジタル式運行記録計による運行管理	一運行の実車距離400kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離500kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器(この表において「デジタル式運行記録計等」という。)を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。	一運行の実車距離400kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離600kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。

附 則 (平成25年5月15日付け国自安第16号、国自旅第14号、国自整第24号)

改正後の通達は、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」2. (5)を除き平成25年8月1日(高速ツアーバス及び会員制高速乗合バスから高速乗合バスへの移行のために、乗合バス事業に係る許可の取得を完了させ、平成25年8月1日より前に高速乗合バスの運行を開始する場合にあっては、その運行を開始する日)から施行する。「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」2. (5)については平成26年1月1日から施行する。